議案第3号

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2に該当する統計 調査員及び指導員の報酬及び費用弁償について規定することに伴い、みやき町特別職の 職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、 議会の議決を求めるものである。 みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年みや き町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 特別職の職員のうち統計調査員及び統計指導員については、国の定める額を支給する。 別表に次のように加える。

統計調査員及び統計指	国の示す基準により算定した額	国の示す額
導員		

附則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改	正	前			改	正	发		
(費用弁償) 第3条 (略) 2・3 (略) (新設)					(費用弁償) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 特別職の職員のうち統計調査員及び統計指導員については、 国の定める額を支給する。					
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)							
区分		報酬		典田会階	区分	幸好西州			典田台灣	
	年額	月額	日額	費用弁償		年額	月額	日額	費用弁償	
(略)					(略)					
その他の付属機関の 帯成員及び非常勤職 員			その他の付属機関の 構成員及び非常勤職 員							
(新規)				統計調査員及び統計 指導員	国の示す基準により算定し 国の示す額 た額					